

6次産業化ネットワーク活動交付金

【1,909(2,033)百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、地域の創意工夫を生かしながら、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を支援します。
- ・また、市町村が、農林漁業、商工、金融等の幅広い関係者が参画した推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 898(1,223)百万円
 - (1) 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定(更新)や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。
 - (2) 都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・製造、販路開拓等の取組を支援します。
 - (3) また、市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)に沿って、市町村等が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発(学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等を含む。)、販路開拓(学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等を含む。)等の取組を支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額
(事業実施主体へは定額、1/3以内)
[市町村戦略に基づく取組へは1/2以内]
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金 1,011(811)百万円

- (1) 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。
- (2) また、市町村戦略に沿って、市町村等(六次産業化・地産地消法に位置付けられた促進事業者を含む。)が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要となる加工機械等の整備に対して支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額
(事業実施主体へは(1)は3/10以内、
(1)のうち中山間地域(農業)については1/2以内、
(2)は1/2以内)
(交付金上限額：(1)は1億円、(2)は30百万円)
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課(03-6744-2063)]